

第四十一回国会 衆議院 内閣委員会議録 第三号

昭和三十七年八月二十一日(火曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事伊能繁次郎君 理事岡崎 英城君

理事内藤 隆君 理事宮澤 胤勇君

理事石橋 政嗣君 理事石山 維作君

内海 安吉君 小笠 公昭君

島村 一郎君 岡田 直君

高橋 等君 辻 寛一君

中島 茂喜君 藤原 節夫君

前田 正男君 田口 誠治君

西村 関一君 受田 新吉君

出席國務大臣 川島正次郎君

出席政府委員 野木 新一君

内閣法制局参事 (第二部長) 神田 五雄君

人事院總裁職務代行 (給与局長) 瀧本 忠男君

人事院事務官 宇田 國榮君

行政管理政務次官 山口 一夫君

総理府事務官 (行政管理庁行政管理局長) 加藤 泰守君

内閣法制局参事 (長官総務室主幹) 眞田 秀夫君

内閣法制局参事 松本 操一君

総理府事務官 (行政管理庁行政管理局審議官) 加藤 泰守君

総理府事務官 (行政管理庁行政管理局審議官) 松本 操一君

委員外の出席者

内閣法制局参事 眞田 秀夫君

内閣法制局参事 加藤 泰守君

内閣法制局参事 松本 操一君

総理府事務官 (行政管理庁行政管理局審議官) 松本 操一君

総理府事務官 (行政管理庁行政管理局審議官) 松本 操一君

総理府事務官 (行政管理庁行政管理局審議官) 松本 操一君

総理府事務官 (行政管理庁行政管理局審議官) 松本 操一君

総理府事務官 (行政管理庁行政管理局審議官) 松本 操一君

総理府事務官 (行政管理庁行政管理局管理官) 北川 力夫君

総理府事務官 (行政管理庁行政管理局局長) 山口 西君

専 門 員 加藤 重喜君

八月二十日 委員金子一平君辞任につき、その補

欠として内藤隆君が議長の指名で委

員に選任された。

同月二十一日 理事草野一郎平君同月七日委員辞任

につき、その補欠として内藤隆君が

理事に当選した。

八月十八日 観光事業の振興に関する請願 (井出

一太郎君紹介) (第五号)

同 (唐澤俊徳君紹介) (第六四号)

同 (中島巖君紹介) (第六五号)

同 (下平正一君紹介) (第二二五号)

同 (羽田武嗣郎君紹介) (第二二六号)

同 (松平忠久君紹介) (第二一九号)

公務員の賃金一律五千円引上げ等に

関する請願外七十四件 (川上貫一君

紹介) (第一三三三号)

同外七十三件 (谷口善太郎君紹介)

(第一三四号)

同外七十三件 (志賀義雄君紹介) (第

一三五号)

同 (川上貫一君紹介) (第一六七号)

同 (志賀義雄君紹介) (第一六八号)

同 (谷口善太郎君紹介) (第一六九号)

旧金鶏勲章年金受給者に関する特別

措置法案の修正に関する請願 (池田

清志君紹介) (第一三六号)

内閣委員に付託された。

八月十八日 暫定手当の本俸繰入れに関する陳情

書 (福岡市薬院堀端七丁目百二十三

番地福岡県町村長会長神原種雄) (第

一号)

地方農林局の設置反対に関する陳情

書 (宮城県議会議長屋代文太郎) (第

二号)

定員外職員の定員化促進に関する陳

情書 (鹿児島市山下町九州、山口各

国行林野事業職員の雇用安定等に関する請願 (東海林松君紹介) (第一三七号) は本委員会に付託された。

出、第四十回国会閉会法第一五一号) 公務員の給与に関する件

すなわち、民間給与につきまして は、本院が、例年のごとく、本年四月現在で、全国の民間事業所約六千、その従業員約二十七万人について給与調査を行ない、これを公務員の実態調査の結果と比較いたしましたところ、民間の給与が公務員のそれを九・三%上回っていることが明らかになったのでございます。

て、今回、次のような勧告を行なった次第であります。

すなわち、第一は、初任給と中位等級以下の職員に重点を置きまして、特に行政職俸給表(ロ)の適用職員に配慮して俸給額の改善を行なうことといたしますとともに、主として中位以下の職員を対象として俸給制度の合理化をはかることとし、これら内容を逐次切りかえることとしたのでございます。

なお、本年四月に新設された高等専門学校の教職員に対しましては、これに準用するため、新たに特別の俸給表を設けることといたしました。

第二は、民間の賞与に相当する特別給は、現在公務員については年周三・四月分でございますが、これを民間に合せて〇・三月分増額することといたしました。

また、その支給日、支給方法等についても適正化をはかり、勤勉手当の一部については、三月に支給するようにいたしますとともに、支給日前一月内に退職する職員にも支給し得る道を講ずることといたしました。

なお、宿日直手当については、民間の実情を考慮いたしまして、土曜日退庁時から引き続き行なわれる宿直勤務に対し四百二十円以内の額を支給し得るよういたしました。

以上、今回の報告及び勧告につきましてその概要を申し上げますが、この勧告の実施時期については、この勧告の基礎となっており官民給与の格差が昭和三十七年四月を基準としておりますことを見まして、本年五月一日といたしている次第でございます。

従いまして、この勧告が実施される場合におきましては、給与法の適用を受ける公務員約四十七万人につきまして、昭和三十七年度内におおむね、俸給表の改正に対し約百六十七億四、期未手当、勤勉手当等の増額に対し約四十億四、兩者を合せて約二百一十七億円の経費を要する見込みとなっております。

何とぞ、国会におかれましては、この報告及び勧告を御審議下さいまして、すみやかに適切な措置をとられるよう切望する次第でございます。

○永山委員長 行政不服審査法案及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の両案を一括議題として、質疑を継続いたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。田口誠治君。

○田口(誠)委員 先般の質問に引き続き、若干質問を申し上げます。私どもしろうとがこの法案を拝見いたしましたときには、明治二十三年十月十日に制定された訴訟法が今日まで改正されておらず、大きく進歩したところの行政不服審査法案であるという方、この内容をしろうとなりに検討してみたいわけなんです。いろいろ検討してみますと、問題点がずいぶんあるわけなんです。

そこで、これは一番最後に申し上げる質問もわかりませんけれども、この法案に關係する訴訟の手続、また異議の申し立て、こういう点につきましては、特に多く問題が出てくるという

のは、社会保障に關係する法案が多いように私も思っております。それで、詳細に調べてはおりませんけれども、おそれる社会保障関係だけでも、いろいろこれに關連してくる面が三十余件くらいあると思っております。そうなりますと、こういう法案ができた場合に、国民にこの法案を利用してもらわなくてはならないわけなんです。現在の地方の行政の実態、また、国が法律を作つて国民に徹底する今日までの徹底方法からいいますと、法律はできても、ほんの一部の人がこの法律を運用するという程度にとどまるのではな

いか。従つて、行政管理局としては、こうした法律が成立いたしました場合には、各地方の行政官庁あるいは国民に対するところのいわゆるPR、徹底というものをどのようにされるかという点を、私どもは従来の徹底方法からいって大きく危惧をいたしておるわけです。そういう点について一つの構想をお持ちになっておられると思っております。これは最後にお聞きすることだ

ろうと思っております。途中でございしますが、この点を伺つておきたいと思ひます。

○川島國務大臣 その点につきまして

は特に注意をいたしまして、この法案の中にも教示制度というものを設けまして、処分を国民に通達する場合に、再審査の要求ができる、その要求を上級官庁はどこであるかということ

を特に明示して通達するということ、これはこの法案としてはやはり一つの特徴のある条文を入れておるわけでございます。そういうふうに、この法案をな

るべく国民に広く利用してもらおうという考えを持っておりますから、今お

話した点、いよいよこの法案が公布になった場合に国民にどうして徹底させるかという点については、具体的な方法を私まだ考えておりませんけれども、まことにごもつともな御意見でありますから、一つ具体的にPRの方法を考へることといたします。

○田口(誠)委員 従来の経過からいいますと、官報に出す。官報に出れば、国民は知つておらなければならぬという

ことになっておるので、そういう面から、こうした明治以来改正されておらない法律の改正法案をせつかく成立せしめても、国民がそれを知らないということになりまして、いけません

で、まだ今のところではPR方法はお考えになっておらないということでございます。これは単なる、行政官庁へ通達を出すとか、あるいは官報で発表をするというふうな程度では、この法律は、いけません

いけません。これは報道機関が特別にどういうふうにしてもらえるものかわかりませんが、これも、やはり行政管理局として、そうした報道関係も協力をしてもらつて、そして国民に十分に徹底をさせる方法を考へていただくか、あるいは

いんじやないか、こういうふうに考へておるわけなんです。長官自身としてはあまりそうしたこまかい面まで心を使つておられぬかもわかりませんが、

お考えになっておれば、一つ御発表いただきたいと思います。

て、法案の成立に資したいと思つております。法律成立の晩におきましては、とりあえず全国——中央官庁、出先官庁、都道府県並びに都道府県以下の機関を大体ブロック別に集めまして、趣旨の徹底をまずはかりたいと思ひます。法律の説明、並びに法律の精神について特に徹底をはかりたいと思ひます。それと並行いたしまして、全国にいろいろ行政上の苦情の相談を受けつける機関を設け、それらにつきましてもこの趣旨を徹底いたしました

話があつたときには、そういう人たちがあえず考へております。なお、政府刊行物その他の各種のマスコミの利用等によりまして、できるだけこの趣旨の徹底をはかりたい、かように考へております。

なお、これに必要な予算につきましては、前年度計上していただいた予算を繰り越して使へることになっております。それをとりあえず今年度分として使ひまして、明年度につきましては、別途新年度の予算で計上いたしたい、かように考へております。

○田口(誠)委員 今初めてお聞きしたのですが、国民年金の普及徹底の場合には、相当の予算をとつて徹底をされたわけなんです。それで、各地方自治体としても相当の予算が交付されたので、

やはり相当の成果も上げておるわけなんです。今、この予算というものは、国民年金の普及徹底をするときのような考え方の上に立つての予算であつて、額も相当あるのですか、どうなんです

か。そういう点、ちょっと詳細に……

○山口政府委員 法律の成立を予定いたしましたので、法律成立の場合のPRの

経費をいたしまして七十二万四、ちよつと一応ございませう。なお、今後の新年度以降の分につきましては、大蔵省と折衝いたしまして、別途そのほかに必要経費を計上する予定でございます。

○田口(誠)委員 予算というお話でございます。だいたいふん額もあると思いましたが、それは予算といえれば予算という程度の額でございますが、ただいま私の方から質問申し上げます。また、長官の方から重要であるというお考えの答弁のありました考え方の上に立つて、やはり予算も組んで、十分にこの法案は徹底してやる必要がある、こういうふうになりましてお申上げませんが、そういう点も強くこの際要望しておきたいと思つておられます。

それから、この法案は、行政処分等を受けた場合の自余の救済を受けること、またはかかること、の法案でございます。これは検討されたかどうかということをお伺いしたいことは、処分を受けた自余の救済ということも必要でございます。また、事前救済という意味を持つ方法、手段というふうなものも相当に考えられるわけなんです。それで、やはりこういう点については一つの行政手続の法律案を検討されて、事後、事前両方から救済をはかれるような方法を考へていく必要があると思つております。この前に対すること、このい

○山口政府委員 お説の通り、この法案は、違法または不当な処分に対する救済でございますので、違法または不当な処分をしないことがむしろより以上に重要なことは、全く同感でございます。行政の組織、行政の作用並びに事後の救済、これら全体を通じて行政の運営の適正化をはかるということが、行政運営上最も重要な問題であるというところは、私も痛感いたしました。この法案が審議されます途

中におきまして、訴訟制度調査会の席上におきまして、お話し行政手続法と申しますか、行政運営を規制する法律の制定をあわせて研究したかどうかというお話が少々出たように伺つておりますが、何分時間の制約がございまして、調査会をいたしましたは、とりあえず不服審査法の審議だけをして答申したいのであります。お話し運営法の問題は、実は終戦後再三問題になっております。行政審議会におきまして、その旨の法規を制定する必要があるのであるという答申が、すでに終戦後間もないころ出ております。また、国会におかれましては、昭和二十七年であつたかと記憶いたしますが、国家行政運営法案の御審議がありまして、成立には至らなかつたのであります。問題は検討されたように何つておられます。このように行政手続法に対する法的規制ということ、わが国におきまして、また同時に、世界各國における一つの趨勢でもござい

ますので、十分に検討いたして参らなければならぬ問題だと思つております。ただ、何分行政の内容が非常に複雑でございます。これらを通則的に規制する運営法の制定ということにな

りますと、その内容がかなりきめにくい点があるのではないかと思つております。単に行政執行にあたる役人の心がかまえるは訓示というふうなもの以上に出る必要がございませう。また、複雑な各般の行政を全部おしなべて規制することになりませうと、その仕方もかなりむずかしい問題があると思つておりますが、それにもかかわらず、おつしやりましたように、この種の法案につきまして検討を進めて参ることは、ぜひとも必要であらう、かように考へております。現在臨時行政調査会におきまして、この問題につきま

して、行政運営の一つの重要問題として検討を続けておられますが、それらの結論等を見まして、政府におきましても、将来は何らかの措置を講ずる必要があるのではないか、かように考へております。

なお、法制局におかれましてもし補足されますようなことがございましたら、そちらから補足していただきたいと思つております。

○田口(誠)委員 ただいまの質問に対する回答としては受け取れたわけでございますが、ただ、実際に私はやはり事前救済の必要を痛感いたしておりますので、もし法制局でも作業が進んでおれば、この際承つておきたい。必要があれば意思表示をいたしました、こういうふうにお考えをしております。法制局の方からも一つ御答弁をいただきたいと思います。

○野木政府委員 御質問のいわゆる行政手続法とでも総括して申しましては、こ

の訴訟制度の調査会をやつておる間に、おきまして、学者の先生からそういう事前の手続が必要じゃないかというふうな、非常に強い発言もありました。が、訴訟制度調査会の制費上、諸問題との関係もあつて、そこまではいきませんでしたが、その間たいぶ各般の資料なども収集いたしました。そして、私も法制局をいたしました。非常に興味のある問題であります。また大切な問題でもあります。引き續き、その資料などについては若干の研究を進めておりますが、何しろ行政全般にわたる大問題であります。審査を主とする法制局だけの手にはちよつと負えない形でありますので、それに着手するには、今言つた資料などを研究して、またしかるべき機関等を設けてやらなければならぬのじゃないかと存する次第であります。

○田口(誠)委員 そこで、なお、関連してお聞きしておきたいと思つておられるのは、この法案は除外事項がございませう。ところが、除外事項の中には、除外してもらつては困るのだという内容のものがあるということについて、先般の質問のときに質問申し上げたわけなんです。ああいう個々の問題を法制局としても内容を見られれば、当面全般的なものではできぬとしても、これとこれとは早急にこうしなければならぬというふうな点がお気づきになつておられるのです。そういうところの作業に全然かかつておられないのか、お聞きしておきたいと思つておられます。

○野木政府委員 御質問の趣旨は、行政手続関係でございますか、それとも不服申立ての制限の關係でございますか。

○田口(誠)委員 先ほどの答弁には、行政全般にわたつておつて、なかなか膨大なものであるから、その方面に気を使つて検討はしておるけれども、なかなかこれを法案にして出すまでには容易なことではないという意味の御答弁があつたわけなんです。そこで、私は、行政面全般のものをここで一まとめにして出すということになれば相当日時を要するだらうと思つておられます。先日の質問にも申したように、今度の法案が、明治二十三年十月の訴訟事項は六項目に限定されておるけれども、ずつと幅が広がつておるわけなんです。そうしてその中で、これとこれとは適用しないという除外事項があるわけなんです。その除外されておるものに対して、やはり私は、その除外から除外をしてもらう必要があるのじゃないかという質問をこの間もしたわけですが、そういう必要のあるものに對してはビツク・アップして、これはやはり検討をされる必要があると思つておられます。また、これは今度の国会で修正までできなくとも、次の国会にはなお検討をして、そして除外事項の内容の中で必要なものに対しては、なお除外事項からははずすという法の改正を今後出してもらつておきたいと思つておられます。ちよつと質問ぶりが回りくどいので、わかるかどうかかわりませんけれども……。

○野木政府委員 この行政不服審査法案におきまして、第四条において十一ほどの除外事項を設け、それからそれ以外にこの行政不服審査法の施行に伴う關係法律の整理等に關する法律案で、個々の法律において若干の除外事項



かつてやれるようにするというのが、この考え方に流れる思想であつて、早く救済の結論を出してやるのだという思想の上に立つての法案のつくり方でないように受け取れるのです。それは四項の関係を考へてみまして、むずかしいものもございまして、まあ、十日間という余裕があれば、これは結論が出るのではないかと。十日も検討しておつて結論の出ないというものは、これはその間政治的な面とかいろいろの面が介入してきて、結論が出にくいというふうなものでなければ、結論は出ると思ふのです。私は、当然原則的には、十日という原則は打ち出して置いて、そうしてもしこういふような場合はこういふこともあり得るのだというふうな打ち出し方が、やはり国民の行政罰の不服を救済するには法の建前として当然でないか、こういうふうな考へておるのですが、今の御答弁でいきますと、どうもその思想が、私どもの考へておる考へ方と大きな開きがあるのですが、そういう点、一つ明確にして下さい。

○野木政府委員 救済はできるだけ早くおるといふ建前でこの法律案はできているという事は、やはり言わなければならぬと存する次第であります。ただ、この執行停止の点におきましては、十日といふと、たとえは執行停止をするのは処分庁の上級行政庁である場合もあるし、それ以外の審査庁である場合もあつて、そういうふうなことを考へますと、一律に十日で切つてしまふのはどうもあまり確信が持てない。決して十日をはずしたのがゆつくりしていいという趣旨で

はございませぬが、やはり具体的妥當を期するためには、すみやかにいつた抽象的概念にした方が具体的妥當を期するのではないかと。十日と規定いたしますと、処分庁の上級行政庁以外の審査庁の場合とか、あるいは先ほど言つた、こういう判断がむずかしいという場合もあるのでは、どうもやはり切れない場合があるといつたような議論が強かつたので、結局こうなつたのでありまして、決して、のんびりだつたりでいいという趣旨でやつておるわけでは毛頭ございませぬ。

○田口(誠)委員 この法案は明治以来の改正ですから、画期的な法案であるといふ考へ方から、私はそういう点も突つ込んでお聞きしておるのですが、この訴訟制度調査会のメンバーは、これは直接事件に關係をしておられる弁護士の方とか、その他大学の専門の教授とか、そういう方々が十分に検討をされて、十日以内といふこの期限をつつけられておるのですから、これは法案をつくられる立法府としては、そこまでの考へ方といふのは、大体官庁の仕事といふものが、いずれにいたしましてもいろいろと複雑多岐にわたつておつて、何ごともスロー・モーションであるといふこと、こういうことが頭の中に入つておつて、専門家が十日で十分に入つておるんだと言つておつても、なおこれは十日にはできない面があるから、すみやかに——どう見まして、私は、十日よりすみやかにといふ方が早いよりにとるのでなければ、十日以上になるものが多いというふうな考へ方に立つて、十日という期限が切れたらという事は、どうも従来の官庁の事務処理の複雑化、スロー・

モーションの実態からあなたの方がお考へになつて、この法案に盛り込んでおらんじやないかと思ふのですが、そういう点はどうなんですか。弁護士さんにしても、大学の教授にしても、直接事件を取り扱つておられる専門家が答申をされたのであるから、これを変えたいといふことになると、それはやはりそれ相場の理由がなければならぬと思ふのです。ただいまの御答弁の範囲内での理由では私はちよつと納得できないと思ふのですが、もう少し詳細に明確に御答弁をいただきたいと思ふます。

○野木政府委員 まことに有力な方々が集まつた調査会の答申でありまして、ことに参考案のみならず、答申自体にも「十日以内」と書いてあります。十分尊重しなければならぬ立場であるわけでありまして、実はこの答申を得ましてから答申を各省にずつと回しまして、各省の意見もいろいろ聞きまして、これは行政管理局当局にも——私ども側面からタッチしたわけでありますが、聞きまして、十日では現状におきましてはむしろ執行停止といふことはむずかしくなつてきまして、ぬか、実態的にも具体的妥當を期すために、十日と縛るよりも、やはりすみやかにしておいた方が、むしろこの制度を活用するゆゑんでないかといふ議論が非常に強くあります。私どももいたしましては、そういう行政庁側の実情論を参酌いたしました。この際は、答申には「十日」とあつて、これを変えたい点がありましてはなかなか忍びがたい点があります。この法案を成立させるという上におきまして、また実態的妥當を期する

という意味におきまして、この案におきましては、「十日」といふことを「すみやかに」といふように、少し具体的妥當性を期せられるような文字に変えたわけでありまして、將來これでもよくなければまた十分検討するという立場に立つて、一応この案はこういたしましたわけでございます。

○田口(誠)委員 実務をしてる関係の意見が聞かれて結論を出される、そのやり方については、私はいと思ふますけれども、回覧的に、また文書で回答を求めて、こうがいいのだといふこととそれでは必ずしもいいか悪いかといふことは、今行管の方で、おそらく官庁の業務の民主化を含めたいろいろな簡素化といふようなことも検討されておるのですから、意見は意見として聴取されてもいいけれども、実際に聞いておるのかどうかといふようなことも、十分検討されたのかどうかといふことと、それから長官の方にも、これは重要な点ですから、今後いろいろ配慮していただかなければならぬ点も、この中には要素が多々入つておりますから、お聞きしたいのですが、実務をされておられる各省の意見を聞いて、それを集約した最大公約数が「すみやかに」といふことになつたといふことと、それと、それから私ども、従来の官庁の機構の実態からいつても、国民から見れば、非常に不満だらけであるわけでございます。従つて、こういう点もあわせて改正をしていかなくてはならないのではないかと、こういう点も十分に考慮されておるのかどうかといふことをこゝではやはりはつきりしていただいております。

答弁として、今後必要があれば内容の改正もしたいし、また考慮もする考へであるといふような答弁があつても、これは答弁のための答弁といふことにもなりかねないわけですから、私はこの点は非常に重要な点であると思ふますので、やはり長官の御答弁もいただき、なお法制局の方の御答弁も、具体的に將來の問題も含めて承つておきたいと思ふのです。

○川島國務大臣 現在の行政運営の一番の欠陥は、ものが迅速に運ばない、非効率といふことでありまして、私は行政管理局長官になりまして以来、特にこの点に注意をいたしまして、行政の能率化、民主化についていろいろ考へており、また手も打つておるわけでありまして、田口さんの御趣旨のことは私もよくわかります。わかりませんが、この法案をつくらうたいさつは全く知らない。ただいま政府委員、田口さんの質疑応答を聞いて初めて知つたのであります。政府でつくります際に、各関係官庁が集まつていろいろ具体的事実を持ち寄つて検討した結果、十日では処理できないといふことが相当あつたのではないかと、なるべくすみやかにやりたいけれども、ある特殊のものについては十日ではできないといふいろいろな具体的事例が挙げて、そこで抽象的でありまして、「すみやかに」といふふうな法文になつたのではないかと、この「すみやかに」といふ文句の使ひ方でありまして、ほんとうにすみやかにやる、十日以内にやるというふうなこれから行政指導をして、田口さんの御心配

をなくすようにしたい、こう私は考  
えております。今法案をすぐ直すとい  
うよりも、そういうことは行政上でき  
ないのじゃないか、これだけは私から  
はつきり御答弁申し上げておきます。

○山口政府委員 一言つけ加えさせて  
いただきますが、実は私どももとい  
たしましては、ぜひ十日以内ということ  
で各省を納得させたいというつもりで  
強力に主張しております。しかし、  
各省は具体的事例をいろいろ上げ  
て、この趣旨をほんとうに生かすため  
には、できるだけ強行停止の可能なも  
のとするようにした方がよいのではな  
いか、十日と切られてしまつたら、審  
議が十分でないうちに十日の期限が  
来れば断わるしかないということ、  
かえってこれは趣旨が生かさないじゃ  
ないかという具体的な議論が相当強くござ  
います。そういう具体的な事例をあげ  
ての議論につきましては、私どもも傾  
聴しなければなりませんので、それを  
尊重したわけでございますが、ただ、  
これは調査会で答申がございしますの  
で、実は調査会の答申の十日の議論と  
いうのは、実はそうつめた検討はされ  
たわけではございませんけれども、一  
応ともかく政府に対してどうだとい  
う批判を出しましたので、そのことにつ  
きまして調査会の会長並びに小委員に  
なりまして有力な委員の方々に、さら  
にこの点をその後申し上げまして御説  
明申し上げましたところ、それは十日  
ということよりも、それではすみやか  
にということに変わる方がよからうと  
いうふうな御意見がございましたの  
で、私どももいたしましてそのよう  
な措置をとつたわけでございます。た  
だ、これは、調査会は期限が切れて消

滅してしまいましたので、事実上委員で  
あつた方々に申し上げて御了解を得た  
だけでございまして、正式のものとな  
りません。法律的なものではございま  
せんけれども、実質的にはそういう事  
情については十分御了解を得る手段を  
とっております。

○田口(誠)委員 ただいまの御答弁の  
お考え方でいけば、私は了解できる面  
もあるわけなんです。なるべく問題に  
よつては日にちをわけても、多くの入  
を救済したいという考え方で、十日と  
いう期限を切るということが、これは  
かえって不利であるという考え方が  
「すみやかに」ということに法の  
建前をされたということになれば、こ  
れは了解できると思ひますが、それ  
にいたしまして、私は、やはり原則  
的なものは、日にちをほんとう切つて、  
そしてその他いろいろものについては  
こうだ、という法の建前をとる  
ことが、ただいまの御回答の意味も、  
私から申し上げておる意味も、両方や  
はり生かしていくということにならう  
と思ひます。これはこれ以上は意見に  
なりませんので、申し上げることを避  
けます。

また受田委員が御質問があるよりで  
ございしますので、私も質問半分ござ  
いますけれども、一応私の質問は打ち  
切ります。

○永山委員長 受田新吉君。

○受田委員 川島行政管理庁長官が外  
閣へ御出張される前であるというの  
で、あなたはぜひ自分が手がけたこの  
法案を責を結ばせたいという御熱意の  
ほどを伺つておられますので、御出発前  
に大臣に一言お答を願つておきたい  
と思ひます。

私は、この法案については、原則と  
して、すでに前国会でこの法案が当委  
員会にかけられたときから賛意を表し  
ておつたわけでありまして、問題は、こ  
の法案の持つてゐる意義、明治二十三  
年以來すでに七十年以上の歴史を持つ  
てゐる訴訟法が、今日までな改正  
をされるに至らなかつたか、いろいろ  
な途中の動きはあつたようございま  
すが、とくに今日まで訴訟法とい  
うこの法律が、古典的な古色蒼然たる  
旧法律文章をもつて、しかも帝國議會  
ができる前の法律として残つてきたと  
いうことですね。これはなかなかおも  
しろい持ち味があると思ひますが、  
あまり掘り下げた御答弁でなくとい  
いますが、あなたは、この訴訟法が、非  
常に長期間にわたつて日本歴史の上  
に存在しておつた、正式裁判でなく  
して、こうした行政救済の一つの道  
が、長期にわたつて形態が同じに残つ  
てきた理由は、どこにあるとお考えで  
ございませうか。

○川島国務大臣 この訴訟法によりま  
して一年間どのくらい訴訟が出てい  
るか、税関係まで加えますと、大体年  
間十万件程度訴訟が出て処理されてい  
るわけでありまして。従つて、古色蒼然  
たる法律でありますけれども、相当國  
民の権利擁護のために役立っている  
のだと思ひます。戦前にも一回これ  
を改正する議が起つたそりであります  
けれども、結局成立しなかつたこと  
は、やはり何といつても、現在の官庁  
の機構、あまり國民の権利擁護に熱心  
でなかつたということが、一つの原因  
ではないかと思ひます。言  
い  
か  
え  
ら  
ば、この改正には官僚が抵抗し

たといふことであると思ひますが、  
戦後は新憲法になりました、全く行政  
の様相が変わりまして、各方面とも賛  
成して本案の提案にまでこぎつたわ  
けであります。

そこで、第一条に書いてあるのです  
が、この行政不服審査法の目的とする  
ところは、簡易迅速な手続によりと書  
きまして、まず第一に「國民の権利利  
益の救済を図るとともに、行政の適正  
な運営を確保する」と書いてありま  
して、國民の権利、利益を救済するこ  
とが主たる目的であります。ところが、  
戦前の訴訟法によりまして、これ  
は従たる目的であつて、行政の適正な  
運営をはかることを主たる目的として  
訴訟法ができてゐる。そういうところ  
にこの法律の根本の精神の違いがある  
わけでありまして。そういうことだと  
思つて、今日まで二十三年以來改訂し  
なかつたのでありますけれども、幸い  
に今回は提案の運びになりました、皆  
さんに御審議を願つておるわけであ  
ります。

○受田委員 この法律の主目的は、究  
極するところは、國民の権利、利益の  
救済と行政の適正な運営の確保です  
ね。ここにねらいがある。ところが、  
現実に行政庁は、この訴訟でも行政訴  
訟でも同じことでありまして、行政  
事務がはなはだ弛緩しているの  
です。これは、行政管理庁長官としての  
最近におけるあなたの党内における最  
も有力な実力者としての御努力が、漸  
次実を結びつつありますけれども、こ  
のような法律の改正をしたとしても、  
行政の運営が、この文句に書いてある  
「適正な運営を確保する」というそのこ  
と自身は、法律の改正だけではでき  
ないのです。実際に官庁が真剣

にこれと取つ組むならば、今までだつ  
て、たとえば恩給法、援護法、その他  
のいろいろな社会保障関係の手続な  
ども、提出をした書類についても  
と早く結論が出て裁決されなければ  
ならない。特に年令的に老齢に達して  
いる人たちは、こういういろいろな手  
続上の問題で、ついにその恩給に浴す  
ることなく、この世から去つていく人  
がたぐさんあるわけなんです。行政庁がす  
みやかに申請とともに真剣に取つ組ん  
でくれたならば、その人が生存中に幾  
つかの恩恵に浴したであらうものを、  
ついにその人は墓場でもこれを見るこ  
とができないという人さえも出て  
います。行政そのものは行政庁の心が  
まえにあると私は思ひます。大臣、  
いかがです。

○川島国務大臣 行政の適正な運営を  
確保する方策はいろいろあると思ひ  
ます。そこで私は、先般御協賛  
を得ましてできた臨時行政調査会に對  
しまして、行政機構の改革と行政運営  
の改善と、この両方面から検討を願  
つておるわけでありまして、この行政不  
服審査法も行政の適正な運営の方法の  
一つだと思ひます。これだけでも  
て行政の運営が適正にできるとは考  
えておりません。考へておりませんが、  
たしか一進歩だとは考へております。  
なお今後とも行政の適正な運営につ  
きましてはできるだけ努力して、あ  
らゆる手を打ちたい、これは私が行政  
管理庁長官になりました以来の念願で  
あります。ただいままでいろいろな監  
査その他でやつておられますが、今後  
も十分にそれはやつていきたい、こ  
う考へております。

○受田委員 私があなたに御期待申し



上げてゐるのは、これほど熱心に行政機構の改革と行政運営の適正、機構と人間の両方びつたりして国民の期待にこたえようとしておる熱意には、敬意を表しておきます。私たちがかつて法律を学んだ当時、この訴訟法というものの取り扱いについて、行政訴訟とともにはこれが大へん興味を感じて勉強した問題です。しかも、今、おおむね私どものよわいよりも古い人々は、これに郷愁を感じている面が一つあると思ふ。しかしながら、もう時代は急転して民主化時代になってきておるときに、今これに列挙された改善の要項などを見ると、確かにわれわれとして、これは整理統合してすっきりしたものにしてほしいという新時代の要請も手伝ってきておられます。

そこで、私何いたいのには、結論はまたあとから伺いますが、さしあたり、今度改正されようとした、調査会の答申などに基いてやられようとしたその中に、もう国民の権利、利益関係の救済や運営の適正の方に重点が置かれて、行政庁の側には得るところがないのか、行政庁の側でも得るところがあるかどうかです。いかがでしょう。

○山口政府委員 さしあたり行政庁といたしましては、教示の規定に基づきましては教示をしなければならぬ。また、各種の拡大されましたいろいろな申し立て事項によりまして、一応不服の申し出が従来よりは出やすくなつた関係上、いろいろ出てくると思ひます。こういふ関係がございまして、さしあたり事務的にはある程度の負担がかかってくることは覚悟いたしております。しかし、これは、この法律の精神である国民の権利、利益の救済と

いう大目的のための仕事でございまして、当然その期待にはこたえるように努力して参りたい、かように考えております。

○受田委員 事務的にかえつて複雑になるとか経費もかかるとかいうところ、サービスの方が多くなつて、別に得るところはあまりないという結論ですか。

○山口政府委員 得るところというのは、結局行政が適正に行なわれ、また国民の権利、利益が拡大するということ、行政がよりよく行なわれることになりまして、その面におきましては非常な進歩がある。そういう意味の得るところと申しますか、そういう意味の効果は十分に期待できると思ひます。

○受田委員 非常に国民全体の奉仕者としてのお立場の御発言で、長官、こういう部下をお持ちになつたことを喜んで下さい。私は、ここで問題は、つまり、この法律が通ると、どんな申し立てが出る、異議の申し立てにして、もどんどん出てくる、異議の申請も出てくる、不服の申し立ても出てくる、こういうことになつてくると、仕事はますます複雑になる、そういうことであるが、国民の権利が擁護され、行政の運営が適正になる、それが得るところだ、この考えは大いに私は賞揚してあげます。ほめてあげます。その考え方で行政の運営に当たっていくことによつて、国民に喜ばれるわけなんです。その心がまえを特に賞賛申し上げて、私の質問の次に移ります。

私はここで指摘したいことは、不作為の関係をです。不作為に對するこの不服の申し立て、これはなかな

な妙味のあることなんです。当然なすべき行為をしなくて国民に迷惑をかけたときに、その不作為に對する不服の申し立てを認めておる。書類を出した、いろいろな口実かまたはなまけておつて、それに手をかけてくれなかつた、そのために、生きてゐる間について、その恩典に浴することができなかつた、これは社会保障関係でなくて、そのほか許可、認可等の事項でもけつて、とにかく非常に言を左右にしてきたという場合ですね、こういう場合が入つてきておるわけですね。そういう場合に、不服の申し立てをする申し立てに期限がありますか。不作為の不服の申し立て。

○山口政府委員 不作為は、相当の期間のうちに何らかの行為をしない場合という、抽象的な……。

○受田委員 そうそう、はつきり期間がなかつたですね。相当ということが書いてある。さつき議論になつたのでしよう。どうですか。これは相当といえ、十日といふことも出ておるし、二十日といふことも出るんですね。一体政府はどちらをとっておられますか、相当ということ。

○野木政府委員 本案の第二条第二項に不作為の定義がありまして、行政庁が法令に基づき申請に對し、相当の期間にならぬか処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかわらず、これをしないことをいふ。こういう定義がございまして、ここから出発するわけがございまして、相当の期間内というのを、たとえば十日以内とか二十日以内とか一月以内とかに切つたらどうかという議論も一応は考えられる

と存じますが、ここでそういうたしませんでしたの、処分その他の公権力の行使というものは千差万別でありまして、いろいろの事態があります。従つて、一律にそういうふうに切るといふことは、やはり行政の実態に即して考へますと、非常に困難であります。従いまして、相当の期間と申しますと、一種の価値の概念でございまして、多少ばく然としてゐるのではないかと、いへばそうでございまして、やはりこれは客観的に見て、通常の人が相当の期間と認められる、そういう場合に從つて処分をしたということにとらえておるわけでありまして、おのずから、そこに相当の期間といふことは、その処分々々によつて判例的に積み重ねられてきていくと存する次第でございまして。

○受田委員 はなはだばく然としてゐるのです。これが問題ですね。相当の期間はおのおのの認識によつて違つていくことになる、これは問題です。そうすると、相当の期間といふのは、本人は十日か二十日か、おのおのいろいろな考え方があつて、その間に何らの措置がない。そこでまた申し立てる、次に申し立てができるものかどうか。そうすると何回でもできるものかどうか。

○野木政府委員 ある時点におきまして、相当の期間と認めて申請した。ところが、それが結局上の審査庁におきまして、相当の期間たつていないといふことで、申し立てを認めないといふ場合、それから後になりましてまたやるといふ場合におきましては、そのときには相当の期間たつてゐるといふこともあり得るわけがあります。それはやはりその事情が違つてくるわけでありまして、異なる事情においては、また異なる申し立てでも可能だ、理論的にはそう考へておる次第であります。

○受田委員 それは私問題だと思つておる。何回も申し立てができるという理論が、理論的に可能だということになると、これは例の最高裁の判決などでも、すべてこの訴訟を経なければ出訴することができない、正式裁判といふものは、訴訟の手続を一応経ておらなければやれないということになつておるわけですね。それを何回も申し立てするということになると、今までよりはよほど複雑になつて、四段階も五段階も手続が要る。救済手続が何段階も何段階も要るということになつたら、いよいよ複雑になつて、今までよりも本人には不利になるのじゃないですか。

○野木政府委員 その点につきましては、今度の法務委員会でもやられました。現在訴訟法におきまして、いわゆる取られておるもので、おっしゃつたような問題もあるいは起こるかも知れませんが、新法におきましては、訴訟前置主義をはずしておきます。そのもので、おっしゃつたような御心配というものには起こつてこないように思ひます。

○受田委員 それは現状においてはまださういふ考え方として、これに切りかへた場合に、申し立てがどんどん繰り返されることによつて、正式裁判を仰ぐ機会がおくられてくる。何回も申し立てができるという今のお説でいけば、こつちの方では申し立ててお

て、こちの方では出訴ができませんか。両方できますか。

○野木政府委員 選択主義ということになっておられますので、どっちでもできるのではありませんか。

○受田委員 それではつきりしました。どちらでも選択で自由だ。一応その選択主義の問題があると思うのです。一方では不服の申し立てをしておる、一方では正式裁判を仰いでおる、こういうような行き方、選択という

か。両方やってもいいのでしよう。どちらかであればならぬのでしようか。両方やってもいいのでしよう。

○野木政府委員 訴願前置主義をはずしましたのは、いわゆる選択主義に変わりました。その欲するところに従って両方できる、自分の好きな方ができると、両方やってもいい、そういう建前でございます。

○受田委員 どっちをやってもいいし、両方やってもいい、こういうことですね。これで一つ問題が別の方で起こってくるわけなんです、そのうちしたことは、結局正式裁判の方を重点を置く、つまり、すぐ裁判へ持つていって

もいいのだということになるのです、この行政不服の審査の方が軽視される。今までは訴願を経なければ正式裁判へいけなかったが、今度は最初から裁判にいつてもいいということになってくると、事務的な行政処理でできるものを、行政処分に対する不服を解決する行政救済手段として簡単にいくものを、裁判で念入りにやるといふ行き方、これはかえって本人には非常な不利を与える場合がある。本人が選択するのでやむを得ませんけれども、選択の仕方によって、裁判の方へ持つて

いったために、手続が大へんやっかいになり、費用もかかった、行政不服の方でいけば、もっと簡単に費用もかからなくて済んだ場合があるのに、裁判に持つていったためという場合が起りますか。そういう場合があり得るかどうか、これはいかがですか。

○野木政府委員 御質問の要点は、この行政事件訴訟法案の際に、訴願前置主義をとるかという問題と、訴願前置主義をとるかどうかという問題に關連して、非常に重要な項目となつて議論されたところにつながる問題であると思ひます。そしてその答申並びに法律におきましては、今言つたように、現行行政事件訴訟特例法のとつては、訴願前置主義はとらないといふことと、法律ができていくわけでありませう。従いまして、行政不服審査と訴訟法の關係におきましては、いわゆる学者の選択主義という主義になつておりました、先ほど申し上げたように、行政処分によって権利、利益を侵害された者は、訴訟にいかうと思へばいいわけ、また、行政不服審査を申し立てようと思へば申し立てられ、どちらでもいいという選択主義が原則になつて

いるわけでありませう。これが、結局新しい憲法下において、国民の権利、利益を擁護するのに適しているのではないかと。というのは、権利救済の本筋といふものは、やはり司法裁判所だ。従つて、訴願前置主義にしますと、どうしても行政庁の判断を経なければ裁判にいけない。それでは新憲法の司法裁判所が国民の権利擁護の最後のとりでといふ点と少し不適切じゃないかといふ点から、訴願前置主義は廃止されたわけでありませう。ただ、選択主義になつておりますが、たしか行政事件

訴訟法におきましては、訴訟が起さるれ、また不服審査の手続が起された場合には、裁判所は、場合によっては審査手続を停止して、こちらの手続の進行を見ようというふうな調整規定もあつたと思ひます。そういうふうな調整ははかつている次第でありますから、その点で相当救われるのじゃないかと存する次第であります。

○受田委員 これは、前置主義を採用するかどうかという議論もすいぶんあつたのでありますから、だから裁判の前の、裁判に近い別の方式でやるということですから、この問題は、大まかに言へば、行政救済手続の体系化といふ上から一つの問題があると思ひます。つまり、正式裁判の司法手段に基づく前の行政救済手段といふようなもの、また、事前の救済手段と事後の救済手段とに分けてみる、そういう一つの行政救済手続制度といふものの体系化を、一体どういふふうに考えてきたのですか。体系化といふものは全然考へていないのですか。調査会で一応の体系を考へるといふ意見はなかつたわけですか。

○野木政府委員 行政処分によって権利、利益を侵害された者の救済という点を体系的に考へてみますと、まず行政処分をする際に、権利、利益の侵害でないような、そういういろいろな手続をとつて行政処分をするようにしたかどうか、これがどつちかといふと、いわゆる行政手続法の問題でございます。ところが、次に、行政処分が一体あつたか、あつて権利、利益が侵害された、それをどういふようにして救済していくかという法体系を考へていく場合におきまして、ここに二つあり

まして、それが権利の侵害、違法といふ面におきましては、これは裁判所にいく道は、憲法上当然開かれておるわけでありませう、その前に、行政庁として自分でやつた処分であるから自分の中で救済をはかる、そういうのは、いわゆるもとの訴願、今度の行政不服審査法であります。そういう二つの考へをどういふふうに組み合はせるかという点になりますと、今言つたように、現在の行政事件訴訟特例法とつておられます訴願前置主義、まず訴願手続をしてこなければ、訴えを起して

も受け付けないという制度、それから今度とりました選択主義、どちらでもその権利、利益を侵害されたものを選択にまかすという主義、そういうふうな体系的に一応考へております。ただ、先ほど申し上げたように、行政手続法の方は、まだ十分法案の手続は伸びていないといふこととあります。

○受田委員 問題は、この新しい制度が、ほんとうに国民の権利、利益を擁護するのに適切であるかどうかということですから、大所高所から一応結論を得る過程をお聞きしてみたいわけですね。それから現実これから問題があるという選択の過程においても、なお両方の進行状況で打つ手があるということとありますから、そういうところ

は実際の運営ができれば私はいと思つておる。ちよつと話が横にそれますが、独立の行政裁判所の設置ということについての意見は出なかつたのですか。

○野木政府委員 独立の行政裁判所という意味でございませう、いわゆる最高裁判所、司法裁判所の系統から離れた意味の、全然別の行政裁判所と申しませうか、そういう意味の行政裁判所、これは現行憲法上からはどうもむずかしいのではないかと議論が盛んかつたわけでありませう。そのほかに、そうじゃなくて、最高裁判所の系統におきまして、たとえば今家庭裁判所があるのではありませんか、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所が通常の過程でございますが、そのほかに、家庭裁判所と似たような行政裁判所を中央に設けて、その裁判判決が違憲とかなんとかいふ場合には、最高裁判所につながらしつたらどうかという議論もありませう、それは今の段階においては、やはり司法裁判所、通常裁判所一本にするのがいいのじゃないか、ことに統一に中央にそういう行政裁判所を設けるといふのは、裁判系統に入れるとしても、多少逆行のきらいがあるのじゃないかという意見が、少なくとも現在の段階においては強くありませう、そういうふうには考へておりませう。ただ、裁判所だといふ一つの行政専門の部のようなものを設ける必要があるかもしれないという意見は出ましたが、いわゆる独立といふ中央に統一な裁判所を設けるといふ点までには、議論は熟しませんでした。

○受田委員 こでちよつと不服申し立てと、それから法律の対象になる事件とのつながりからお尋ねすることがある。たとえば今試験問題が盛んに漏れておる。私は文教委員会ではしばしば追及してきたのですが、これによって不利益を受けた者の救済は、今度の法律で救われる対象になるものかどうか。一般概括主義に転化した現段階に



おけるこの法律で、試験問題が漏れて、そのためにわかった人とわからぬ人との間に試験問題がわからぬ方は、まじめにやつた分はどりして不服を申し立てることが出来るか。これは行政不服の方に問題じゃないか。一例をあげてお尋ねします。

○野木政府委員 御指摘のよるな問題、試験に因連する問題は、いろいろ議論になりましたが、試験というものは、何しろ非常に特殊なものでありますので、この手続は、一般の行政不服審査法という手続の活用にはやはり適当ではないのではないかと、四十九条で、この法案におきましては、四十九条におきまして、「もつぱら人の学識技能に關する試験又は検定の結果についての処分」ということにつきまして、試験関係は一応この手続からはずしてあります。しかしながら、もしそういうものが何か特別の救済が必要だというならば、二項で「前項ただし書の規定は、同項ただし書の規定により審査請求又は異議申立てをすることができない処分につき、別に法令で当該処分の性質に應じた不服申立ての制度を設けることを妨げない」という規定がありますから、それに適したものは、必要であればこの道は開いておるわけでありまして、しかしながら、何と云つても、試験というものは非常に特殊なものでありまして、この不服審査法を活用していくには不適当である、こう存する次第であります。

○受田委員 どうもはつきりしないところがあるのですが、これは實際運営の上で、途中でいろいろ問題が起ります。この法律の適用を受けるべきものかどうかということについて、

○野木政府委員 御指摘のよるな問題、試験に因連する問題は、いろいろ議論になりましたが、試験というものは、何しろ非常に特殊なものでありますので、この手続は、一般の行政不服審査法という手続の活用にはやはり適当ではないのではないかと、四十九条で、この法案におきましては、四十九条におきまして、「もつぱら人の学識技能に關する試験又は検定の結果についての処分」ということにつきまして、試験関係は一応この手続からはずしてあります。しかしながら、もしそういうものが何か特別の救済が必要だというならば、二項で「前項ただし書の規定は、同項ただし書の規定により審査請求又は異議申立てをすることができない処分につき、別に法令で当該処分の性質に應じた不服申立ての制度を設けることを妨げない」という規定がありますから、それに適したものは、必要であればこの道は開いておるわけでありまして、しかしながら、何と云つても、試験というものは非常に特殊なものでありまして、この不服審査法を活用していくには不適当である、こう存する次第であります。

○野木政府委員 原則として公開主義ではあります。非公開ということになっておられます。非公開ということに

○受田委員 そこで、先ほどお答えいただいた選択主義を採用されて、裁判でもいいし、この行政不服の法律でもいい、どちらの適用を受けてもいいということになりますと、これは国民の権利、利益を守る立場から一つの裁判方式ということになれば、憲法に規定する公開主義をとるべきではないか。秘密のうちに処理していくということになれば、これは問題がある。原則としては、ある程度の公開主義をとるのがいいというお立場はどうでしょう。

○野木政府委員 公開、非公開と申しますが、これは別の言葉で申しますと、書面審理を原則としておるわけでありまして、ただ、全部公開主義をとるという点は、この審判の性質からいって、必ずしも全部の処分についてをこまめにいく必要はないのではないかと、そういうこの法案の立場に立っております。もつとも、今言つたように、申し立てがあれば、たとえば二十五条で、「審査庁は、申立人に口頭で意見を述べた機会を与えなければならぬ」とか、あるいは二十七条で、「参考人としてその知っている事実を

陳述させ、又は鑑定を求めることができる」とそれから三十三条二項で、「審査請求人又は参加人は、審査庁に対し、処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる」と、こういうような規定がありまして、原則的に公開主義をとらなくても、このように口頭審査というものをある程度とり入れることによって、書面審理のみからくる秘密性というものは、ある程度除かれていくのではないかと存する次第であります。

○受田委員 それに因連するのです。書面審理主義と、また口頭審理主義と申しますが、どちらでもいい。書面審理主義と口頭審理主義という立場では、書面審理主義を原則としておられる。一方では非公開を原則としておられる。そこに私はつながらがあると申すのです。やはり憲法で、個人の権利とか自由とかいふものが制限されるときには、これに対して反対審問を保障されているわけですね。そういう意味からは、堂々と口頭で申し入れて意見を述べさせるような道を開く、この方を原則とする方が正しいのではないかと、そういう考え方はいかがでしょう、経費の節約とかいうことでなくて。

○野木政府委員 口頭主義というものをとりましますと、口頭で審問するということは、やはり一種のテクニックを相対要するのでありまして、普通の行政庁の方でありますと、なかなかそれに習熟するのにもむずかしいし、また、手続が非常に複雑になるわけですね。行政不服審査法の、簡易迅速に何とか救済をはかろうという一つの立法目的から見ますと、どちらも口頭主義というものは、やはりその趣旨に沿わないじゃないか。従つて、原則としては書面審理にしておきまして、当事者が申し出たときは二十五条にありますが、審査請求人から申し立てがあつたときは、申し立て人に口頭で意見を述べた機会を与えなければならぬといふような程度の、折衷主義と申しまして、口頭主義のある程度入れた方が、やはり簡易迅速に行政庁でやるという立法目的にはかなつておるのじゃないか、そういう見解からこの案ができておる次第であります。

○受田委員 私は、こういう異議申請、不服申し立てのよるなものを取り扱つてお役人は、やはり優秀な人だと思つておる。無能な人はおらぬと思つておる。従つて、そうした優秀な人によつて処理されるものは、やはり筋を通してやる手続にしておくべきじゃないか。書面審理というよるなことになる。また本人を呼び出さなければいかぬことになる。本人の代理人が出るというよるな場合も起つて、書面審理でかえつて複雑な結論を出すおそれもある。やはり口頭主義というものを採用しても、そこで本人の意思もよく伺つておけるし、書面で満ち足りないことを解決することもできるのであります。非常に基本的な問題であります。憲法の關係と裁判の關係にも及びますので、根本的な問題で時間をかけることを避けたいが、これは大事な問題だと思つておる。書面審理がかえつて口教をかけたおる。こういうのが従來の例です。やはり本人がそこに行つて十分申し開きをして、その場で解決できることの方が、効果があるというところも含んでおいていただきたい。私は

これだけで質問をおきますが、要するに、この法律がでさう上りましても、行政の運轉の適正化をはかるためには、やはり役人の心がまえが大事なんので、役所でマージャンをやつたり、午前十時ごろ役所に出たり、局長、委員長――審査委員長みたいな委員長です。行政委員会の委員長、管理監督の地位にある人が、自動車の事情などでおそく御出勤になる。従つて、下の方面にも影響して――河野さんのような大臣がおられると、九時に出始めておられますが、川島さん、あそこは勤務時間が大臣の御要望に沿つておるようです。私の關係者があそこにお勤めておられますが、九時よりおそく出られないので、十時までの一時間の余裕部分をそういう仕事に充当してくれば、これは受信主義をとつておられるようですが、その翌日には裁量が下つて本人に行くというよるに、非常に簡潔な手続で能率を上げるといふ手もあるわけですね。これは運用さえよければ今の行き方よりはよいのです。だから、この法律が通ると同時に、行政管理局が中心になられて、官紀、綱紀の肅正と事務能率の高揚をはかられて、手さばきのよい事務をやつて、国民の権利、利益を守つていただく、さつぱりしたものをやつていただくよるには希望して、質問を終わります。

○永山委員長 本日はこの程度にとどめて、次回は、来たる二十三日本曜日十時理事會、十時半委員會を開會することとし、これにて散會いたします。午後零時三十分散會

昭和三十七年八月二十五日印刷

昭和三十七年八月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局